儋耳

儋耳　蘇軾

元符三年（一一〇〇）六十五歳 海南島 儋州での作。

1 霹靂收威暮雨開
2 獨憑欄檻倚崔嵬
3 垂天雌霓雲端下
4 快意雄風海上來
5 野老已歌豐歳語
6 除書欲放逐臣回
7 殘年飽飯東坡老
8 一壑能專萬事灰

霹靂 威を収めて 暮雨開き
独り 欄檻に憑りて 崔嵬に倚る
垂天の 雌霓 雲端に下り
快意の 雄風 海上より来たる
野老 已に 豊歳を歌いて語り
除書 逐臣をして回らしめんと欲す
残年 飯に飽く 東坡の老
一壑 能く専らにすれば 万事灰なり

【語釈】●儋耳…儋耳州の別名。●一壑能専…一つの谷に専心するの意で、身を俗外に置き、風流を楽しむこと。●除書…任官の辞令。●放…ゆるす。●万事灰…あらゆる雑念が消滅する意。

【解釈】耳を劈くばかりの雷鳴もおさまって夕立がやんだ。私は一人高い山を背にして、欄干にもたれかかっている。大空から垂れ下がる虹が雲の端にかかり、爽快な涼風が海から吹いてくる。田舎じいさんのこの私はすでに豊作を祝う歌を作った後だというのに。詔勅が届いて追放されたこの身を呼び戻そうというのだ。晩年をたらふく食べた東坡翁、あとは、世俗の外に隠遁して気ままに過ごすことができたならば、欲しいものは何もない。

時の宰相章惇は東坡の死期を早める目的で嶺南に流したが、東坡が恵州の飯を食べて日々を満喫し、悠々自適の日々を送っている、という報告を受け、宰相は激怒、彼をさらに最果ての海南島に流謫したのだとも言う。しかし、結果は本詩の第七句「残年飯に飽く 東坡の老」とあるように海南島でも東坡はやはり謫居を謳歌していた。

元符三年五月東坡は大陸への帰還を許可する詔書を手にしたこの詩はその直後65歳の作品。東坡にとってその知らせが嬉しくないはずがない。だが、この詩の後半には、隠遁して気ままな暮らしに入りたいと、いささか屈折した心情もつづられている。

蘇東坡一〇〇選　石川忠久より抄出